



土壌汚染対策法に基づく調査

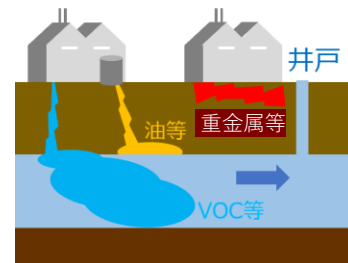
【土壌汚染対策法(略称:土対法)とは】

土対法とは、土地の土壌汚染を見つけるための調査方法や、適切に管理する方法を定めている法律です。人の健康被害を防止することを目的としています。

以下の場合、土地の所有者等は土壌汚染状況調査を実施し、結果を都道府県知事に報告しなければなりません。

この際、調査は環境省に登録した指定調査機関※が実施する必要があります。

※東京久栄は、指定調査機関です



①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき

典型例は、メッキ工場、洗浄施設などです。

②一定規模以上の土地の形質変更を行うとき

3,000㎡以上の形質変更（上記①の施設が敷地内にある場合は900㎡以上）は掘削と盛土の合計面積で、盛土のみの場合は対象外となります。

③土壌汚染による健康被害が生ずるおそれありと都道府県知事等が認めるとき

予め汚染が判明している等の特異なケースです。

④その他

条例調査：政令市の生活環境保全条例などに基づき、土対法の規定対象外でも対応が必要な場合があります。

自主調査：土地の所有者等が自主的に実施するものです。

《代表例》資産価値の確認（不動産取引等）、企業イメージのアピール（SDGs対応等）、上記の届出に付随する事前調査 等

土対法に基づき指定されている有害物質一覧

分類	特定有害物質
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物：12種類)	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、1,2ジクロロエチレン、1,3ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン
第二種特定有害物質 (重金属等：9種類)	カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素 これらの化合物を含む
第三種特定有害物質 (農薬等：5種類)	シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物

上記のほか、「ダイオキシン類対策特別措置法」に係るダイオキシン類、「油汚染対策ガイドライン」に係る鉱油類、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」に係る硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4ジオキサンについても考慮する必要があります。

【土壌汚染状況調査の流れ】

調査計画の立案

土対法で定める調査の契機に応じた調査計画を立案します。

地歴調査



対象地における土地利用状況を調べ、有害物質の使用履歴を確認して土壌汚染のおそれの有無を区分し、必要に応じて対象となる有害物質の選定を行います。

調査内容は、資料調査、聴取調査、現地踏査、関係法令確認です。

対象となった敷地全てが「汚染のおそれがない」と区分された場合、以降の調査は不要です。

土壌汚染状況調査 (概況調査)



地歴調査で対象となった敷地の一部又は全部で「汚染のおそれが少ない」「汚染のおそれがある」と区分された場合は、地歴調査の評価結果に基づいて試料採取地点（水平面・深さ）の設定の後、有害物質の種類毎に試料の採取及び試験を実施します。

汚染の深さが明確である場合以外は、表層のみで採取し試験を行うことが一般的です。調査点が舗装されている場合は、コアカッター等で除去し、地面を露出させて採取します。

採取試料の全てが指定基準値等を満たせば、以降の調査は不要です。

土壌汚染状況調査 (詳細調査)



概況調査で、採取試料の一部又は全部で指定基準値等を超過していた場合、汚染の範囲を特定するために、より詳細な試料採取地点（水平面）の選定、採取層（深さ）の設定をします。該当する有害物質の種類毎に採取及び試験を実施し、その結果に基づいて汚染拡散の防止等の措置方法を検討します。

対策

浄化対策等をご提案します。

土壌汚染は、早期発見、早期対策が有効です。土壌汚染及び地下水汚染を発見しても、対策を先送りしていると、汚染が地下水の流れによって拡大し、次第に汚染範囲が増えることがあります。



株式会社東京久栄

東京久栄

検索

<https://www.kyuei.co.jp>



【お問合せ先】

本 社： 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-4-2 江戸新金網ビル7F
 技術センター： 〒333-0866 埼玉県川口市芝6906-10
 九州支店： 〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜1-3-4 綾杉ビル北天神3F
 中四国支店： 〒732-0821 広島県広島市南区京橋町9-21 三共京橋ビル8F
 営業所： 磯部、千葉、四国、佐賀、沖縄
 E-mail： eigyo@tc.kyuei.co.jp